

## 知多市家庭系収集ごみ有料化検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 知多市におけるごみの発生抑制、資源化と再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を進めるため、知多市家庭系収集ごみ有料化検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 家庭系収集ごみの有料化に関する事
- (2) その他ごみの減量及び資源化に関する事

### (組織)

第3条 会議の委員は、12名以内とし、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2名以内
- (2) 市内に住所を有する者 10名以内

### (会長及び副会長)

第4条 会長は、委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日から所掌事務が達成する日までとする。

- 2 委員が欠けた場合は、会長により補充する。

### (会議)

第6条 会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議に、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、生活環境部清掃業務課において行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮る

て定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。